

## Agricultural Policies in OECD Countries: At a Glance - 2004 Edition

Summary in Japanese

---

### OECD 諸国における農業政策: 概観 -2004 年版

日本語要約

**多くの OECD 加盟国の農業分野には、引き続き多大な助成と保護という特徴がみられる。** 2003 年の OECD 全地域の生産者への助成は、生産者補助水準 (%PSE) で農家総収入の 32% を占め、2002 年よりやや増加したが、1986 ~ 88 年の 37% に比べると減少している。2003 年の PSE (生産者補助相当額) は、2,570 億ドル (2,290 億ユーロ) と推定される。

**改革は助成の構成に現れている。** 生産と貿易を最も歪曲する形式の助成 (産出量と投入量に関連する助成) が生産者助成に占める割合は、1986 ~ 88 年の 90% 超から、2001 ~ 03 年には約 75% に減少した。また、産品間の助成レベルの幅もやや狭まった。この進歩は注目すべきだが、特定の目的と受益者を対象とする政策はごく控えめにしか利用されておらず、この方面では更なる努力が求められる。政策の透明性の向上、具体的な結果を目指した政策の立案、優先度の変化への柔軟な対応、公平な政策の実施についても更に努力が必要である。産出量と投入量に関連する助成が依然として大きな割合を占めていることから、国内生産が促進されて貿易が歪曲され、農産物の世界価格の抑制につながっている。OECD 加盟国の農業政策は、国内の消費者や納税者に不必要なコストを負担させている場合がある他、多くの助成政策は環境への圧力となり、また開発途上国を含めた競合生産者に不利益をもたらしている。

**農業政策の改革には、依然として国によって大きなばらつきがある。** 助成のレベルには OECD 加盟国間で大きな差があり、その格差は更に開きつつある。従って、更なる改革の必要性については国によってかなりのばらつきがある。2001 ~ 03 年の農家総収入に占める生産者助成は、オーストラリアとニュージーランドでは 5% 未満、カナダ、メキシコ、ポーランド、スロバキア、トルコ、米国では 20% 以下、チェコとハンガリーは 25% 前後、EU では 35%、アイスランド、日本、韓国、ノルウェー、スイスでは 60% 以上である。

**2003年に幾つかの政策変更が導入された。**この年から、**カナダ**では農業政策枠組みの実施が、**米国**では2002年農業安全保障・農村投資法（FSRI法）の完全施行が始まった。**ノルウェー**では、全ての農業従事者を対象として、文化的景観への貢献に対する新しいヘクタール単位の補助金基準が導入された。**オーストラリア**（干ばつ）と**カナダ**（BSE）では非常時給付金が支給された。**日本と韓国**（コメ）及び**ノルウェー**（乳製品）では、厳しい関税保護下での国内市場の効率向上を目指す対応措置がとられた。**チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア**では、生産者補助の変更、社会基盤への支出、食品安全性制度の整備等、2004年5月のEU加盟に向けての準備が引き続き進められた。EUでは共通農業政策の改革に関して合意に達したことで、助成を生産決定から切り離す方向に向けて更に大きく一歩前進し、2005～2007年に実施されることになった。また、**スイス**では新たな農業改革包括案が2004～2007年にわたって実施されることになり、最も貿易を歪曲する措置からの脱却に向けての長期的移行が引き続き行なわれる。

2003年には、食肉と脂肪種子、乳製品、コメが強い世界価格を示したが、対照的に砂糖、小麦、トウモロコシの世界価格は低くとどまった。食肉市場は、世界の諸地域での疫病の発生によって混乱した。大きな為替相場の動き、ドル安とユーロ高が、貿易のフローに影響する重要な要素となった。幾つかの国が必要な政策改革に引き続き単独で取り組んだ一方、多国間貿易交渉はカンクンでの閣僚会合で行き詰まった。**WTO交渉が進展すれば、農業政策改革のプロセスも促進されると思われる。**

© OECD 2004

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語・フランス語で発行された OECD 出版物の抜粋を翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。

[www.oecd.org/bookshop/](http://www.oecd.org/bookshop/)

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

[rights@oecd.org](mailto:rights@oecd.org)

Fax: +33 (0)1 45 24 13 91

OECD Rights and Translation unit (PAC)  
2 rue André-Pascal  
75116 Paris  
France

ウェブサイト [www.oecd.org/rights/](http://www.oecd.org/rights/)

